

令和7年11月吉日

お客様各位

三重県職員信用組合

基準金利（短期プライムレート）の見直し時期の変更等に伴う契約事項の一部改正について

平素は当組合の融資をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当組合は変動金利の基準としている基準金利（短期プライムレート）の見直し時期を年1回（毎年3月末日）から年2回（毎年4月1日、10月1日）に令和8年1月5日から変更いたします。なお、変更後の利率適用開始日は、基準日が4月1日の場合、6月の約定返済日の翌日とし、基準日が10月1日の場合、12月の約定返済日の翌日とします。また利率変更日に合わせて元利金返済額の見直しを行います。

次項に他の改正を含めた契約事項の「新旧対照表」と改正後の契約事項を掲載いたします。

なお、改正後の契約事項は「（有担保大口住宅ローンに係る）契約事項」と「（有担保大口住宅ローンを除く証書貸付に係る）契約事項」を統一した契約事項となっており、既にご契約済のお客さまにも適用させていただきますのでご確認ください。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(有担保大口住宅ローンに係る) 契約事項 新旧対照表 (抜粋)

旧	新	変更内容
(新設) 第2条 (元利金の返済方法等) 1. 借主は、毎月返済元金および利息を毎月給与支給日に返済するものとし、給与より控除されることに同意します。なお、給与支給日とは三重県職員およびその関係団体の給与の支給日 (毎月 21 日) をいい、給与から控除出来ない場	第2条 (利息および損害金) <u>1. 利息は、各返済日に後払いするものとします。</u> <u>2. 毎月支払う利息は、元本残高(付利単位 1 円)×年利率×1÷12 で計算します。</u> <u>3. 賞与月に支払う利息は、元本残高(付利単位 1 円)×年利率×6÷12 で計算します。</u> <u>4. 利息は、借入日から第1回返済日 (給与分の返済日は、毎月 21 日。賞与分の返済日は、最終期限日が 6 月 30 日の場合、6 月 30 日・12 月 30 日、最終期限日が 12 月 10 日の場合、6 月 10 日・12 月 10 日。以下、各返済日を「約定返済日」といいます。) までは元本残高(付利単位 1 円)×年利率×日数÷365 で計算します。</u> <u>5. 借入金を期限内に弁済しなかった時は、延滞元金に対して年 14.6%の割合 (年 365 日の日割計算) の延滞損害金を支払います。</u> 第3条 (元利金の返済方法等) 1.借主は、毎月返済元金および利息を毎月給与支給日に返済するものとし、給与より控除されることに同意します。なお、給与支給日とは三重県職員およびその関係団体の給与の支給日 (毎月 21 日) をいい、給与から控除出来ない場	住宅ローン契約書内の借入要項記載の項目を契約事項に委ねる 約定返済日を定義 ※新設による条ずれを対応

旧	新	変更内容
第4条（変動金利型の借入利率および元利金返済額の変更） 1. 変動金利型の借入利率は、<u>毎年3月末日</u>を基準日として、当組合の店頭に掲示している基準金利（短期プライムレート）を基準として、同日における基準利率の前回基準日比変動幅（借入後最初の基準日の場合は、借入日の適用金利の基準となる組合所定の基準利率比変動幅）だけ変動するものとし、<u>利率変更日（毎年6月の給与支給日を変更日とします。）当日から次回変更日の前日までの間、その利率により利息計算し、返済額を変更します。</u> （新設） <u>2.</u> 第3条に基づき、この契約による債務の一部を期限前に繰り上げて返済している場合の返済額の見直しについても、前項によるものとします。 <u>3.</u> 基準金利が廃止された場合および基準金利を基準することを廃止した場合には、組合が定める金利を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとします。	第24条（変動金利における借入利率および元利金返済額の変更） 1. 変動金利における借入利率は、<u>年2回4月1日・10月1日</u>を基準日として、当組合の店頭に掲示している基準金利（短期プライムレート）を基準として、同日における基準利率の前回基準日比変動幅（借入後最初の基準日の場合は、借入日の適用金利の基準となる組合所定の基準利率比変動幅）だけ変動するものとし、<u>変更後の利率の適用開始日は次の通りとします。</u> <u>①基準日が4月1日の場合、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日</u> <u>②基準日が10月1日の場合、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日</u> <u>2. 元利金返済額は、利率変更日から次回変更日の前日までの間、その変更後の利率により利息計算し変更します。</u> <u>3.</u> 第4条に基づき、この契約による債務の一部を期限前に繰り上げて返済している場合の返済額の見直しについても、前項によるものとします。 <u>4.</u> 基準金利が廃止された場合および基準金利を基準することを廃止した場合には、組合が定める金利を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとします。	基準金利（短期プライムレート）の見直し時期、変更後利率の適用日について記載 ※移動・新設による条ずれ、項ずれを対応 利率の適用期間について追加

旧	新	変更内容
(新設) 第 9 条 (期限前の全額返済義務) 1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、この契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～③ (略) 2. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、組合からの請求によって、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～② (略) ③借主が、退職<u>等により職員たる身分を喪失したとき。</u> ④～⑪ (略) 第 2 0 条 (団体信用生命保険) 1. 借主は、自身を被保険者とし、全国信用協同組合連合会と組合を保険契約者、組合を保険金受取人とする団体信用生命保険契約の締結に同意のうえ、保証人とともに次の	<u>5. 利率が変更された場合、組合は借主に対して、変更後の利率・毎回の返済額等を文書により通知します。</u> 第 9 条 (期限前の全額返済義務) 1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、この契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～③ (略) 2. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、組合からの請求によって、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～② (略) ③借主が、退職<u>をしたとき。</u> ④～⑪ (略) 第 2 0 条 (団体信用生命保険) 1. 借主は、<u>団体信用生命保険に加入した場合、</u>自身を被保険者とし、全国信用協同組合連合会と組合を保険契約者、組合を保険金受取人とする団体信用生命保険契約の締	利率変更があった場合の対応を追加

旧	新	変更内容
各項のとおり約定します。また、保険料は組合負担とします。 2. ～ 6. (略)	結に同意のうえ、保証人とともに次の各項のとおり約定します。また、保険料は組合負担とします。 2. ～ 6. (略)	

(有担保大口住宅ローンを除く証書貸付に係る) 契約事項 新旧対照表 (抜粋)

旧	新	変更内容
第2条 (利息および損害金) 1. 利息は、各返済日に後払いするものとします。 2. <u>各返済方法により</u>毎月支払う利息は、元本残高(付利単位1円)×年利率×<u>月数</u>÷12で計算します。 3. <u>各返済方法により</u>賞与月に支払う利息は、元本残高(付利単位1円)×年利率×6÷12で計算します。 4. <u>前2,3項以外の返済方法による借入金の場合、ならびにすべての返済方法において</u>借入日から第1回返済日まででは元本残高(付利単位1円)×年利率×日数÷365で計算します。 5. (略) 第4条 (繰上返済) 1. ～4. (略) 5. 借入金を一部繰上返済する場合<u>には、元金返済額を30万円以上としなければならないもの</u>とし、前4項によるほか組合所定の方法で取扱うものとします。 6. 一部繰上返済日の次回返済日における返済額は、利息	第2条 (利息および損害金) 1. 利息は、各返済日に後払いするものとします。 2. 毎月支払う利息は、元本残高(付利単位1円)×年利率×<u>1</u>÷12で計算します。 3. 賞与月に支払う利息は、元本残高(付利単位1円)×年利率×6÷12で計算します。 4. <u>利息は、借入日から第1回返済日(給与分の返済日は、毎月21日。賞与分の返済日は、最終期限日が6月30日の場合、6月30日・12月30日、最終期限日が12月10日の場合、6月10日・12月10日。以下、各返済日を「約定返済日」といいます。)</u>までは元本残高(付利単位1円)×年利率×日数÷365で計算します。 5. (略) 第4条 (繰上返済) 1. ～4. (略) 5. 借入金を一部繰上返済する場合、<u>その返済金額等については組合の定めるところによるもの</u>とし、前4項によるほか組合所定の方法で取扱うものとします。 6. 一部繰上返済日の次回<u>約定</u>返済日における返済額は、	約定返済日を定義 返済金額等については別の規定に委ねる

旧	新	変更内容
計算方法が日割計算によるため、<u>毎月</u>の返済額とは異なる場合があります。 (新設) 第 8 条 (期限前の全額返済義務) 1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、この契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～③ (略) 2. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、組合からの請求によって、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～② (略) ③借主が、退職<u>等により職員たる身分を喪失したとき。</u> ④～⑪ (略)	利息計算方法が日割計算によるため、<u>毎回</u>の返済額とは異なる場合があります。 第 5 条 (最終回返済額の取扱い) <u>最終回返済日に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終回返済日に一括して支払うものとします。</u> 第 9 条 (期限前の全額返済義務) 1. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、この契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～③ (略) 2. 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、組合からの請求によって、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。 ①～② (略) ③借主が、退職<u>をしたとき。</u> ④～⑪ (略)	最終回返済額の取扱いを追加 ※新設による条 ずれを対応

旧	新	変更内容
第12条（借主からの相殺） 1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の組合に対する預金等を、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。 2. 前項により相殺する場合には、借主に相殺計算を実行する日は組合が定める返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上等については第4条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の2週間前までに組合へ書面により相殺の通知をするものとし、預金等の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに組合に提出するものとします。 3. (略) 第20条（団体信用生命保険） 1. 借主は、自身を被保険者とし、全国信用協同組合連合会と組合を保険契約者、組合を保険金受取人とする団体信用生命保険契約の締結に同意のうえ、保証人とともに次の各項のとおり約定します。<u>ただし、団体信用生命保険については、借主の同意のもと任意での加入とし保証人はそれに従います。</u>また、保険料は組合負担とします。 2. ～6. (略)	第13条（借主からの相殺） 1. 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の組合に対する預金等を、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。 2. 前項により相殺する場合には、借主に相殺計算を実行する日は組合が定める返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上等については第4条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の2週間前までに組合へ書面により相殺の通知をするものとし、預金等の証書、通帳は届出印を押印して直ちに組合に提出するものとします。 3. (略) 第20条（団体信用生命保険） 1. 借主は、<u>団体信用生命保険に加入した場合、</u>自身を被保険者とし、全国信用協同組合連合会と組合を保険契約者、組合を保険金受取人とする団体信用生命保険契約の締結に同意のうえ、保証人とともに次の各項のとおり約定します。また、保険料は組合負担とします。 2. ～6. (略)	

旧	新	変更内容
第23条（変動金利における借入利率および元利金返済額の変更） 1. 変動金利における借入利率は、<u>毎年3月末日</u>を基準日として、当組合の店頭に掲示している基準金利（短期プライムレート）を基準として、同日における基準利率の前回基準日比変動幅（借入後最初の基準日の場合は、借入日の適用金利の基準となる組合所定の基準利率比変動幅）だけ変動するものとし、<u>利率変更日（毎月返済分は毎年6月の給与支給日、賞与分は毎年6月の最終期限応答日を変更日（※注）とします。）</u>当日から次回変更日の前日までの間、その利率により利息計算し、返済額を変更します。 <u>※注 賞与分の利率変更日は、最終期限が12月10日の場合は、毎年6月10日（10日が応答日となります。）が変更日となり、最終期限が6月30日の場合は、毎年6月30日（30日が応答日となります。）が変更日となります。</u> （新設） <u>2. ～4（略）</u>	第24条（変動金利における借入利率および元利金返済額の変更） 1. 変動金利における借入利率は、<u>年2回4月1日・10月1日</u>を基準日として、当組合の店頭に掲示している基準金利（短期プライムレート）を基準として、同日における基準利率の前回基準日比変動幅（借入後最初の基準日の場合は、借入日の適用金利の基準となる組合所定の基準利率比変動幅）だけ変動するものとし、<u>変更後の利率の適用開始日は次の通りとします。</u> <u>①基準日が4月1日の場合、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日</u> <u>②基準日が10月1日の場合、基準日の属する年の12月の約定返済日の翌日</u> <u>2. 元利金返済額は、利率変更日から次回変更日の前日までの間、その変更後の利率により利息計算し変更します。</u> <u>3. ～5.（略）</u>	基準金利（短期プライムレート）の見直し時期、変更後利率の適用日について記載 利率の適用期間について追加 ※新設による項 ずれを対応

契 約 事 項

第1条(適用範囲)

この契約事項は、借主が三重県職員信用組合(以下「組合」といいます。))に対して負担する債務の履行について適用するものとします。

第2条(利息および損害金)

- 利息は、各返済日に後払いするものとします。
- 毎月支払う利息は、元本残高(付利単位 1円)×年利率×1÷12 で計算します。
- 貰う月に支払う利息は、元本残高(付利単位 1円)×年利率×6÷12 で計算します。
- 利息は、借入日から第1回返済日(給与分の返済日は、毎月 21 日。貰う分の返済日は、最終期限日が6月30日の場合、6月3 0日・12月30日、最終期限日が12月10日の場合、6月10日・12月10日。以下、各返済日を「約定返済日」といいます。))までは元本残高(付利単位 1円)×年利率×日数÷365 で計算します。
- 借入金を期限内に弁済しなかった時は、延滞元金に対して年 14.6%の割合(年 365 日の日割計算)の延滞損害金を支払います。

第3条(元金返済方法等)

- 借主は、毎月返済元金および利息を毎月給与支給日に返済するものとし、給与より控除されることに同意します。なお、給与支給日とは三重県職員およびその関係団体の給与の支給日(毎月 21 日)をいい、給与から控除出来ない場合は毎月 21 日(組合が休日の場合、前営業日)までに相当額を振込等により返済するものとします。
- 借主は、貰う返済元金および利息を 6 月および 12 月の貰う支給日に返済するものとし、貰うより控除されることに同意します。なお、貰う支給日とは三重県職員およびその関係団体の貰うの支給日(6 月 30 日、12 月 10 日)をいい、貰うから控除出来ない場合は、6 月 30 日および 12 月 10 日(組合が休日の場合は前営業日)までに相当額を振込等により返済するものとしま

- す。
- 最終返済額は、利息計算の端数処理のため、毎回の返済額とは異なる場合があります。

第4条(繰上返済)

- 借主は、借入金の残額の全部または一部を償還期限内に繰り上げて返済(以下「繰上返済」といいます。))する場合には、組合の承諾を得て行うことができます。
- 前項が実行できる日は、組合の指定する日とします。
- 借入金の繰上返済により未払利息が生じる場合には、繰上返済日に支払うものとします。
- 一部繰上返済後の返済は元金返済額を変更することなく返済回数を繰上げるものとします。
- 借入金を一都度繰上返済する場合、その返済金額等については組合の定めるところによるものとし、前4項によるほか組合所定の方法で取扱うものとします。
- 一部繰上返済日の次回約定返済日における返済額は、利息計算日が日割計算によるため、毎回の返済額とは異なる場合があります。

第5条(最終返済額の取扱い)

最終返済日に未払利息および元金の一部が残存する場合には、最終返済日に一括して支払うものとします。

第6条(担保)

- 債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、組合からの請求により、借主は直ちに債権を保全しうる担保を追加するものとします。
- 借主は、担保について現状を変更、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面により組合の承諾を得るものとします。
- この契約による債務の期限の到来または期限の利益の喪失後、その債務の履行がない場合には、担保は必ずしも法定の手续によらず、一般に妥当と認められる方法、時期、価格等により組合において取立または処分する、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず、この契約による債務の返済に充当することができるものとします。なお、残債務がある場合には、直ちに返済するものとします。
- 前項の場合、借主は担保の取立または処分に必要な手続について、組合に協力する事とします。
- 本条の担保には、留置権、先取特権などの法定担保権も含むものとします。
- 差し入れた担保について、事変、災害、輸送途中のやむを得ない事故等組合の責めに帰すことのできない事情によって損害が生じた場合には、組合は責任を負わないものとします。

第7条(費用の負担)

次の各号に掲げる費用は借主が負担するものとし、組合所定の日に支払います。

- ①この契約書等にかかる印紙代の費用
- ②抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- ③担保物件の調査または取立もしくは処分等に関する費用
- ④借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
- ⑤その他のこの契約に基づき必要となる一切の費用

第8条(保証)

- 保証人は、借主からの委託に基づき、借主がこの契約によって負担する一切の債務について、借主と連帯して保証債務を負い、その履行については、この契約に従うものとします。
- 保証人は、借主が組合に対する預金その他の債権による相殺権を有するときであっても、組合に対する債務の履行を拒みません。
- 保証人が、借主と組合との取引について他に保証をしている場合には、その保証はこの保証契約により変更されないものとします。また、他に限度額の定めのある保証をしている場合には、その保証限度額にこの保証の額を加えるものとします。保証人が、借主と組合との取引について、将来他に保証した場合にも同様とします。
- 保証人は、組合が相当と認めるときは担保もしくは他の保証を変更、解除しても免責を主張しないものとします。
- 保証人がこの債務保証を履行した場合、代位によって組合から取得した権利は、借主と組合との取引継続中は、組合の同意がなければこれを行使しないものとします。
- 組合が現在および将来の保証人の一人に対して履行の請求を行った場合には、その効力は借主および他の保証人に対しても及ぶものとします。

第9条(期限前の全額返済義務)

- 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、この契約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。
 - ①支払停止の表明または破産手続開始の申立もしくは民事再生手続開始の申立があったとき、あるいは申立予定であることを組合が知ったとき。
 - ②預金、その他の組合に対する債権について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ③住所変更の届出を怠るなど責に帰すべき事由によって、組合に住所が不明となったとき。
- 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、組合からの請求によって、この契約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに債務の全額を返済するものとします。
 - ①借主が、債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ②担保の目的物について、差押または競売手続さの開始があったとき。
 - ③借主が、退職をしたとき。
 - ④借主が、組合員資格を喪失したとき、もしくは組合を脱退したとき。
 - ⑤借主が、組合との取引約定に違反したとき。
 - ⑥貸付により取得した物件の全部または一部を組合の承諾を得ずに第三者に貸付けたとき。
 - ⑦貸付により取得した物件の全部または一部を第三者に譲渡したとき。
 - ⑧貸付により取得した物件の価値を著しく減少させたとき。
 - ⑨組合に提出した申込書類、証書等の記載の虚偽が判明したとき。
 - ⑩保証人が、前項または本条の各号のいずれにも該当したとき。
 - ⑪前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第10条(反社会的勢力の排除)

- 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」といいます。))に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③この取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 借主または保証人が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づき表明・偽計に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との契約を継続することが不適切である場合には、借主は組合から請求があり次第、組合に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済します。

- 前項の規定により債務の弁済がなされたときに、この契約は失効するものとします。
- 前2項の規定の適用により、借主に損害が生じた場合にも、借主は組合に何らの請求をしません。また、組合に損害が生じたときは、借主がその責任を負います。

第11条(委任権の行使等)

- 第9条または第10条の定めにより、組合に対する一切の債務を弁済するにつき直ちに完済できないときは、委任状に基づく委任権を行使せしめると異議を申し立てないこととします。
- 委任状に基づき借主が受領を委任したすべての債権については、組合の承諾なしに他に受領を委任、譲渡しないことに同意します。

第12条(組合からの相殺)

- 組合は、この契約による債務の期限が到来したとき、第9条または第10条により債務を返済しなければならないときには、この契約による債務全額と借主の組合に対する預金、定期預金、その他の債権(以下「預金等」といいます。))をその期限のいかににかかわらず相殺することができず。この場合、書面により通知するものとします。
- 前項の相殺ができる場合には、組合は事前の通告および所定の手続を省略し、借主に代わり預金等の払戻を受け、債務の弁済に充当することができず。
- 前2項によって相殺する場合には、債権・債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行日までとし、預金等の利率については、当組合の定めによります。

第13条(借主からの相殺)

- 借主は、この契約による債務と期限の到来している借主の組合に対する預金等を、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができず。
- 前項により相殺する場合には、借主に相殺計算を実行する日は組合が定める返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰上等については第4条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の2週間前までに組合へ書面により相殺の通知をするものとし、預金等の証書、通帳は届出印を押印して直ちに組合に提出するものとします。

- 第2項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行日までとし、預金等の利率については、当組合の定めによります。

第14条(債務の返済等にあてる順序)

- 組合より相殺をする場合に、この契約による債務のほかに組合取引上の他の債務があるときは、組合は、債権保全上の事由により、この債務との相殺にあてるかを指定することができ、借主は、その指定に対し異議を述べないものとします。
- 借主から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほかは組合取引上の他の債務があるときは、借主は、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとします。なお、借主がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、組合が指定することができるものとし、借主は、その指定に対して異議を述べないものとします。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の借主の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、組合は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができる。

- 第2項のなお書または第3項によって組合が指定する借主の債務については、その期限が到来したものとします。

第15条(第三者弁済)

借主および保証人は、第三者が借主に代わってこの契約に基づく債務の全部または一部弁済をなそうとするときは、借主および保証人は第三者による弁済を承諾するものとするほか、組合の承諾を要すべきことに同意します。

第16条(貸付証書等の差し入れ)

事変、災害等組合の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失、滅失または損傷した場合には、借主は組合の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとします。また、組合の請求によって代わり証書等を差し入れるものとします。

第17条(印鑑照合)

組合が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影を、この契約書に押印の印影または共通印鑑票の届出印鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないとして取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、その為に生じた損害については、組合は責任を負わないものとします。

第18条(届出事項の変更およびみな送)

- 借主または保証人が、氏名、住所、印鑑、電話番号、その他組合に届出た事項に変更があったときは、直ちに書面に届出るものとします。
- 借主または保証人が、前項の届出を怠ったため、組合が借主または保証人から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第19条(報告および調査)

- 借主は、組合が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとします。
- 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、組合に報告するものとします。
- 借主は、貸付により取得した物件の全部または一部を、止むを得ない理由により第三者に貸付けたときは、あらかじめ書面により組合の承諾を得るものとします。

第20条(団体信用生命保険)

- 借主は、団体信用生命保険に加入した場合、自身を被保険者とし、全国信用協同組合連合会と組合を保険契約者、組合を保険金受取人とする団体信用生命保険契約の締結に同意のうえ、保証人とともに次の各項のとおり約定します。また、保険料は組合負担とします。
- 借主が、別に幹事生命保険会社にした告知事項は事実と相違ないことを誓約します。
- 借主または保証人は、この契約による債務の最終回返済日以前に、被保険者に保険事故が発生したときは、遅滞なく組合に通知のうえ、その指示に従うものとします。
- 前項により組合が幹事生命保険会社から保険金を受領したときは、組合は受領金相当額の借主の組合に対する債務につき期限のいかににかかわらず返済があったものとして取扱うものとします。
- 前項の場合、保険事故発生日の翌日以降返済日までの利息その他費用等不足する金額については、借主は組合の請求があり次第直ちに支払うものとします。
- 万一、組合に対する本債務の返済を怠ったまま保険期間を経過する場合は、必要に応じ組合の任意により保険期間を延長することに同意するものとします。この場合、保険料は借主負担とします。

第21条(準拠法、合意管轄)

- 本約定書の契約準拠法を日本法とします。
- この契約について訴訟の必要が生じたとき、津地裁裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第22条(成年後見人等の届出)

- 借主または保証人は、自身が家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって組合に届出るものとします。成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様へ届出るものとします。
- 借主または保証人は、自身が家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって組合に届出るものとします。
- 借主または保証人は、自身がすでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも前2項同様に組合に届けるものとします。
- 借主または保証人は、自身が前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に組合に届出るものとします。
- 前4項の届出前に生じた借主または保証人の損害については、組合の責めに帰すべき事由による場合を除き、組合が責任を負わないことに同意します。

第23条(債権回収会社への業務委託および債権譲渡)

- 借主および保証人は、この契約による債務ならびに借主および保証人が組合に対して負担する一切の債務について、組合が必要と認めるときは、組合が指定する「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づき法務大臣より営業許可を受けた債権管理回収業者(以下「債権回収会社」といいます。))に債務の回収を委託し、債権回収会社が組合に代わり借主および保証人に請求し、取り立てることに同意するものとします。
- 借主および保証人は、この契約による債務ならびに借主および保証人が組合に対して負担する一切の債務について、組合が必要と認めるときは、組合の指定する債権回収会社に譲渡することを承諾するものとします。
- 借主および保証人は、債権回収会社が第1項および第2項の行為を行うにあたり、必要な範囲において、組合が債権回収会社に対し、借主および保証人の個人情報を提供することに同意するものとします。

第24条(変動金利における借入利率および元金返済額の変更)

- 変動金利における借入利率は、年2回4月1日・10月1日を基準日として、当組合の店頭に掲示している基準金利(短期プライムレート)を基準として、同日における基準利率の前回基準日より変動幅(借入後最初の基準日の場合は、借入日の適用金利の基準となる組合所定の基準利率比変動幅)だけ変動するものとし、変更後の利率の適用開始日は次の通りとします。
 - ①基準日が4月1日の場合、基準日の属する年の6月の約定返済日の翌日
 - ②基準日が10月1日の場合、基準日の属する年の12 月の約定返済日の翌日
- 元金返済額は、利率変更日から次回変更日の前日までの間、その変更後の利率により利息計算し変更します。
- 第4条に基づき、この契約による債務の一部を期限内に繰り上げて返済している場合の返済額の見直しについても、前項によるものとします。

- 基準金利が廃止された場合および基準金利を基準することを廃止した場合には、組合が定める金利を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとします。

- 利率が変更されただけの場合、組合は借主に対して、変更後の利率・毎回の返済額等を文書により通知します。

第25条(主たる債務の履行状況等に関する情報の提供)

- 借主は、保証人から組合に対して請求があった場合には、組合が保証人に対し、民法第458条の2に規定する情報(主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に付随するもの)についての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているもの(額の額)を提供することに同意します。
- 借主は、組合が保証人に対し、借主と組合との取引状況(債務の履行を含むものとします。)、組合の借主に対する評価、組合が所有する借主の情報を、保証人がこの保証契約により負担する保証債務の状況を適切に把握する際の判断資料として提供する場合がありますことをあらかじめ承諾します。

第26条(規定の変更)

- この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- 前項の変更は、公表等の際に従って適用開始日から適用されるものとします。

以上